数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

2015年6月1日（月）発行
No.139

名古屋北部民主商工会
名古屋市北区大野町三丁目１９番地
TEL（052）915-8111　FAX（052）915-8114
E-MALE jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

名古屋北部民商第４回定期総会向け、全支部で支部総会開催！

５月３０日（土）の第４回定期総会に向け、５月２０日（水）に楠支部総会が、５月２３日（土）に守山西支部総会が、翌24日（日）には西支部総会も行われました。今年は、定期総会前に全支部で支部総会を開催することができました。

２０日（水）に「華北」で行われた楠支部総会では、春のいっせい統一地方選で再選された岡田ゆき子市議も参加。３０日（土）に開催される民商の定期総会に向けての代議員と今年度の役員を選出しました。また、今後の支部・班活動についても話し合いました。

２３日（土）には「スプーンベル」で守山西支部が支部総会を開催。安藤会長はじめ、7名が参加。今年度の活動方針や次期支部役員、総会代議員を相談しました。来年３月末の目標は、会員は４名増、読者は８名増の支部目標を決め、「共済会も学習をして、制度の事も学びたい」「こうした支部の集まりも定期的に開こう」と様々な意見も出され、交流も進みました。

２４日（日）には「和食さと」で西支部が支部総会を開催。事務局２名を含む計15名が参加し、「民商を強く大きくするためにも、配達・集金活動をはじめ様々な支部の活動に参加しましょう」と、支部長の岩田さんが呼びかけました。

特集：憲法から求められる税金のあり方 ①
消費税は制度そのものが憲法違反！？

日本国憲法に基づく税負担の原則は応能負担となっています。応能負担原則は、各人が経済的な負担能力に応じて税負担するというものです。法の下の平等を保障した憲法１４条に基づく、本当の意味での公平負担の原則です。

しかし、消費税は高所得者に軽く、低所得者に重い負担を強いる逆進性の強い税制です。これは真っ向から１４条に反するもので、消費税は制度そのものが憲法に反していると言えます。（続く）

✱ 新しい事務局員が入局しました ✱

５月21日（木）から名古屋北部民商に入局しました、豊田宏（とよだひろし　56才）です。1991年から津島民商で、2010 年から県連事務局で経験を積んできました。名古屋北部民商では、拡大行動や申告の時期にも応援に入っていました。まだまだ、わからない事も多いですので、よろしくお願いします。

中小企業法務プラス！ワンポイント

民法改正の動き～時効～

民法は、みなさんにとって一番身近な法律です。現行の民法は、微修正こそあれ、施行から長らく変わらないまま現在に至りましたが、近年、民法改正の動きが進められており、法制審議会の議論もまとまりつつあります（３月２０日執筆当時）。その中から１つ、身近な問題をとりあげようと思います。それは、「短期消滅時効」です。

現行民法の消滅時効は、一般債権は１０年ですが、このほかに「短期消滅時効」という特別な規定があります。書物やインターネットで民法１７０条から１７４条を参照していただけると詳しく分かるかと思いますが、医師に関する債権、卸売商人の代金、運送賃などについては、１年から３年という短い期間で消滅時効にかかるという規定です。

改正が検討される民法ではズバリ、この短い消滅時効期間を見直そうというものです。すなわち、現行民法では１年、２年、３年と短期時効の期間に違いがあるものの、それぞれがなぜその年数なのかという合理的な裏付けがないこと、また、このように差異があることは非常に分かりにくく煩雑であるといった理由から、短期の消滅時効期間を統一化しようというのが今回の改正です。

現在の法制審議会で検討されている改正案は、短期時効は原則として５年に統一しようというものです（一部、２年のものもあります。また、一般債権の１０年は維持。）。改正がいつ行われるかは定かではありませんが、売掛・買掛金等にもかかわることなので今後の動きに注視していきたいところです。

２０１５年６月　　弁護士　新山直行（名古屋北法律事務所）

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100％集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。